



政府統計

令和2年

# 社会福祉施設等調査

社会福祉行政推進のために実施します



調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力  
いただけますようお願い申し上げます。

平成30年調査より、調査方法を変更\*したため、調査票が送付  
されない施設があります。

※これまで全ての施設に記入していただいていたおりましたが、一部のサービス(保育所、有料  
老人ホーム)では無作為に選んだ施設を調査の対象としたため、事業を実施していても調査  
の対象とならない施設があります。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## Q. 調査の目的は？

A. 社会福祉法に定める第1種または第2種社会福祉事業を  
行う全国の社会福祉施設等の全てを対象に、社会福祉行政  
推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

## Q. どのような内容の調査をするの？

A. 施設数、在所者、従事者について毎年10月1日時点の  
状況を調査しています。また、3年周期で施設の構造、運営  
の実態、在所者の状況等の詳細な調査も行っています。

## Q. いつ、どのような方法で調査するの？

A. 調査日をはさむ9月下旬～10月上旬 または11月中旬に調  
査事務局より調査票を郵送します。調査票が届かない場合  
は調査事務局までご連絡ください。

※ 調査事務局： TEL 0120-577-714

ご連絡の際は、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようご注意ください。

開設期間：令和2年9月24日(木)～12月28日(月)  
月～金(祝日除く)10時～18時

## Q. 必ず回答しないといけないの？

A. 法律的には義務として定められていませんが、よりよい政  
策・サービスのためにも調査にご協力をお願いいたします。

## Q. 調査結果はどう役立っているの？

A. 子育て安心プラン推進、障害福祉計画の作成や福祉人材  
確保対策の基礎資料として幅広く活用されています。  
調査結果等は<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>  
からご覧いただけます。

社会福祉施設等調査

検索

